

## インフルエンザによる出席停止の通知書

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登園するようにしてください。また、登園にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、幼稚園へ提出をお願いします。

保護者の方が記入

松原幼稚園長 様

## インフルエンザにおける療養報告書

組 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 診断を受けた医療機関： \_\_\_\_\_
- 2 診断日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（診断型：A型 B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登園再開日：令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（登園再開には下記の「出席停止期間の基準」1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ <b>発症日</b> ： _____ 月 _____ 日
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて3日を経過している。 ⇒ <b>解熱した日</b> ： _____ 月 _____ 日

上記のとおり相違ありません。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 保護者氏名 \_\_\_\_\_